

史料 江戸時代 旅宿物語(二)

江戸時代の道路を往くの續篇

渡部英三郎

三、新らしき旅宿の萌芽時代

- 一、新らしき旅宿の萌芽時代
- 二、旅宿の構造と設備
- 三、旅宿の女
- 四、旅宿の一般的な存在
- 五、旅宿への賣られた女
- 六、旅宿等の立場
- 七、旅宿に對する取締一班
- 八、女を對象とする取締
- 九、宿泊料に關する取締

次



徳川幕府創業の當初に在つては、外國人の紀行等に屢々「旅館」若しくは「旅舍」等の文字が見出されるに拘らず、それは營業として發達してゐた旅宿ではなく、それ等の賓客等のために臨時に施設せられた特殊の宿泊所であつたと解すべきこと、そして江戸時代文化の開花期以後、宿場と云はず城下町と云はず街道筋に顯著な存在となつてゐたもの

と同じ制度様式の旅宿は未だ少くとも一般的には發達するに至らず、縦ヘドン・ロドリゴの「日本見聞録」などに窺はれるやうに（前文参照）主要な街道の沿線に多少は存在してゐたにしても、寧ろ萌芽時代ともいふべく、極めて限られた範圍に於いてのみであつたと考ふべきであることは、前に述べた通りである。

ドン・ロドリゴやビスカイノなどの外國旅行者が、東海道や東山道などを旅してから數年後、慶長十九年十月、幕府が驛家に就いて、

旅人驛家に投じて驛家の柴薪を用ふれば其木質鑑錢三文を出し、若し其柴薪を用ざるものは之を出す勿れ（志考證）

と令してゐるのは、そうした推測を肯定せしめるものでなければならぬ。旅宿に宿泊せる旅人等が柴薪を使用した場合に支拂ふべき金額を規定せるものであつて、それは當時未だ一般的には、旅宿の制度が後代の如く、旅行者のため飲食物を供するまでに發達せず、宿泊せる人々のため

に暖を探り、飲食の支度などするに必要な柴や薪などを供するに止つてゐたことを示すものであるからである。

それから更に四十餘年を経つた天龜年代の頃旅する者は凡て行路の途中に於いて食すべき食物を携帶しなければならなかつた。旅行者は米一升錢三百文・それに炙飯等を携帶して旅立つのが常例であつたといふ。（六部叢書「驛志考證」所收に據る）當時群雄各々其の領土に據つて戰雲漲り、軍事警察的必要から關を固くして故意に交通を阻礙するが如き事態に在つては、交通量も極めて少く、その上不逞の徒の横行によつて脅威せられる事情等もあつて旅行者のために飲食物を用意してその來泊を待つが如き營業の成立は到底困難であつたであらう。慶長の初年頃、豊臣氏によつて天下統一大業は成就せられても、未だ尙ほ前時代の慣習がそのまま遺存せるものと見え柳菴雜筆によれば當時旅人等は一日の糧食として糒（飯を干したもの）二合五勺を携へ、十日の旅程を豫定せるものは二升五合を携へて旅立つたといふ。

そして旅宿はたゞそれを淹して柔げるに必要な温湯や一夜

を過すに足るべき臥榻を給するに止まり、豫報して置くのでなければ衾嚢さへも借さなかつたといふから當時の旅宿が如何なるものであつたかは容易に想像せられよう。慶長の末期に令せられた前掲の觸書きは、當時に至つても尙ほ一般的には旅宿がそうした状態に止まり、元祿年代以降の如く旅人のために美食と安らかな睡眠の場所とを提供するが如き設備を有つに至らなかつたことを示すものである。

同年大阪の役が起り出征の途に就ける東軍の將士等もこの規定に準じて旅宿に投宿したことは「大阪御陣觸」――

(「驛遞志考」に、
(證) 所收)

是年大阪出征の驛法を令す。凡各驛投宿の輩傳舍出す所の柴薪を用れば其木錢鑑錢三文・馬は一匹六文とす、若其自携の柴薪を用れば其宿賃を償はざるを許す。其用ふる所の駄馬は皆其賃錢を給し之を率て徑路に入る勿れ。とあるに徴して知られる。旅行に馬の使用せられることが多かつた當時のことであるから宿泊中、馬を休息させる場所が設けられ、且つ糧秣が準備されてゐたであらうことば

明かである。「武家事記」が「旅籠屋」の名稱が「馬駄餉」に由來すると記してゐるのは、往時の旅宿に於いて馬に關する設備が極めて重要であつたことを物語るものである。

當時まだ旅宿はその設備及び機能に於いて斯様に極めて

不完全なものであつたに拘らず、それが社會的に漸次重要性を加へ且つ同時に幕府當局のそれに對する關心を加へつゝあつたことは、僅か二年後の元和二年五月・幕府が再び東海道筋の諸領主及び代官等に令して木錢を享錢四文馬一匹八文とし、其の旅舍の薪柴を使用せざる場合はこれを半減すべきことを觸れしめた(「驛遞志」)ことによつても窺知せられるであらう。それは豊臣氏が滅亡し最早や反徳川的勢力を結成せしむべき中心が失はれて了ふと共に、江戸政權は全く安定して、諸大名の江戸への往來が急激に頻繁となり、道路交通が顯著な發展を示しつゝあつた事態を想見せしめるものである。同年十月一般に道路橋梁を修理せしめ怠るものを罰すべきことを令し(「泰德院殿」續いて諸國海陸漕運の要津及び路次各驛の通塞・旅客の便否を視察せしめ

述職の侯伯をして人民の患害を爲さゞらしむべき觸書を發したり（東照宮御遺狀）などして頻りに交通施設の改善を圖つた事實などゝ照應して、當時に於ける交通發達の状を反映するものでなければならない。

斯うした急激なる道路交通の發展はそれに順應して必然的に旅宿または發達を齎らざなければならなかつたであらう。旅人のために飲食物をも供して宿泊せしめることを本態とする旅宿が何時の頃から發達したかは明かでないが、前に引用したやうな、慶長の末期近い頃東海道の旅舍に就いての、ドン・ロドリゴの記述などを通じてもその片影が窺はれるやうにその頃既に少くとも東海道の一部地方に於いては、この新らしい制度の上に立つ旅宿が次第に現はれつゝあつたものと思はれるのである。然しそれから四十餘年後の萬治二年十二月宿賃の制を定めて、旅舍の宿賃を其の薪柴と共に錢十文とし、若し其の以上を貰ふ者ある場合には三十日の繫獄を以つて罰すべきことを令した（嚴有院殿御實記）り、また續いて五年後の寛文三年四月に諸街道

に、於ける宿舎の房錢を其の薪柴と併せて錢六文、馬一匹八文と規定してゐるのは、當時に至つても尙、第一期的發達の階程（食物を供しない制度）に在る旅宿が一般的であることを示すものであつて、宿賃または房錢とあるは飲食代を含まず、謂はゞ室の使用や薪柴などに對する代價を指すものであらう。飲食物の代價をも含めての宿泊料としてはあまりに低廉に過ぎるからである。大勢の家臣を伴つて江戸と領地との間を往來せる諸大名の參勤交代旅行は當時の最も主要な旅行者群を成してゐたが、それ等の場合に於いても一切の食糧を携行し、旅宿の支拂には飲食物の代價を含まなかつたから恐らくはこれ等の規定は、主として大名またはこれに類する人々の旅行を目的として設けられたものであらう。

だが、その頃には一面次第に、食物を供して宿泊せしめる制度が、發達を遂げつゝあつたものと考へなければならぬ。それは陸上交通の一般的な發達に伴ふ必然的な現象でなければならないからである。その後三十年ほどして

(元祿時代の初期)長崎江戸間を旅行したケンペエルの紀行中に現はれてゐるやうな旅宿の高度な發達は、餘程それ以前からの發達を續けて來たものとも考へなければならぬ(後文)。また享保年間に書かれた「民間省要」が、

其頃往還の輩・少の公用にても御威光を賣て驕り荒るゝ事、筆に盡し難し。末々の者に至ては何となく高ぶり、酒食をよろこび遊興を好み、休泊にして或は女を集て酒宴し、夜もすがら飲み食ひ色々の肴を出させて後朝一錢も拂ふ事なく、剩へ上下雇の者打交りて往來するにより、日頃宿々の案内は能く知りたり、其所の者よりも功者にして、女有る宿にては何屋の誰、何れの町の何某杯、其者を呼集め、夜もすがら遊戯しても、其價皆以拂事なし宿々の入用に成り……(略)

と記し、また旅宿に於ける幕府または諸藩の小吏等の虎の威を借る横暴の状を述べて、

抑公道の諸從人旅へ出でゝは木錢にして過るの命令有て定る。木錢上一人二十七錢、下一人十三錢を置て、大き

な成貌して恩ぶり高ぶり少し違ふ事有ば、打たん咎めんと欲する人多し(中略)大勢の纏の錢を取て、數通の手形證文を出し、汁菜等に念を入れ及ぶ限りは肴を調へ、品々により酒もはかりよく用ひられ、大勢へ夏冬の夜具をとられ、晝夜きげんをとり這ひかゞみ、宿によつて給仕の色を撰まれて、終夜酒肴の入用夥敷費する事も有といへど下としてはいか様なる軽き事にも、御用といへばすべき様なしとにかく時の機嫌を取りて、其人を速かに通す事をのみ勤とす。是敢て下々の愚なるにあらず。公用とあれば理を非に犯してもねだられて、それ一信の物入骨折事は、無是非として、とかく言次第にする事、中々上に立つ人の知る所にあらじ推察の外成事ども多ぞかし。凡道中を過ぐる公用人、木錢給はるより、いつそ一切不謝して過ぎ、宿々の宿とはならじ。木錢を取りて下の痛みと還て成る事、又外に色々口傳あり。(同上書)

と云つてゐるなどによつても、旅宿に於ける旅人等の飲食

がそれ以前から通常事となつてゐた有様が明かに窺はれるであらう。

「註」(1)その記述の中に前掲せる宿質の制が木錢及薪柴の代價に就いてのみ規定してある理由が窺はれる。即ちそれ等の規定は公用者の旅行に關するものであつて、公用旅行者は木錢制によつて旅行すべきことが定められてゐたのである。

隨つて萬治、寛文頃の宿質の規定が木錢及薪柴料のみに絞るものであると云つてもそれは主として公用旅行者についての規定であらうだから當時、飲食物をも供して宿泊せしめる旅宿がなかつたと見るのは誤謬であらう。

そうした時代の流れに押されて、嘗つては旅宿の本態を成してゐた木錢制は、何時か次第に影を薄め、規定の表面では尙ほ木錢制に依つて宿泊すべきことを強ひられてゐた公用の武士等までも、權力を笠に着て、木錢の名の下に少額の金錢を支拂へながら、贅澤三昧の飲食に飽きる旅を續ける有様となつたのであらう(前文)かくて木錢制は、

主人より雜司代請取來りて、米を買ひ味噌を調て、本亭の者(大名の宿泊せる旅館であつて本陣と稱せられた後述)に云付て、一人三人宛組合て、食と汁とを炊き出すといへども、一錢の木質拂たは贅澤化に益々拍車をかけたことであらう。

道中を柄として道中の事を委く見聞に、御治世の徳により近年段々深山幽谷の果迄も、老衰病惱の輩に至迄、盜

賊の患もなく、泊休の所に飲食望むに足り、馬籠心に任せすといふ事なし。(民間省要卷之二)

といふ記述などの中にも交通の安全化してゐた有様や旅宿(飯食を供する旅宿)が、山間の小驛に至るまで發達してあつた有様が偲ばれるのである。

そうした時代の流れに押されて、嘗つては旅宿の本態を成してゐた木錢制は、何時か次第に影を薄め、規定の表面では尙ほ木錢制に依つて宿泊すべきことを強ひられてゐた公用の武士等までも、權力を笠に着て、木錢の名の下に少額の金錢を支拂へながら、贅澤三昧の飲食に飽きる旅を續ける有様となつたのであらう(前文)かくて木錢制は、主人より雜司代請取來りて、米を買ひ味噌を調て、本亭の者(大名の宿泊せる旅館であつて本陣と稱せられた後述)に云付て、一人三人宛組合て、食と汁とを炊き出すといへども、一錢の木質拂ふ事なし、これ本陣の迷惑なり。(民間省要卷之三)

者のためにわづかに宿場の街端れにみすぼらしき存在を保つてゐるかに過ぎない状態になつて了つた。享和年間に「東海道中膝栗毛」を書いた西鶴が蒲原宿の木賃宿を描いて、

北「へへ、時に、宿はづれへ行つて木賃と出よう」とうち連れて此宿のぼうばな(註)へ出で、そこらあたりをまご／＼して

爾「コウ、どうぞいきな女のある内へ泊りてへの」

北「ナニ、木賃でとまつてる内に、いきも瓢箪もあるものか、ハテどこだか知れねへ」とあつちこつちの内を

覗きあるき軒の下にねてゐる大の脚をふんで、大きに食ひつかれ(略)

北「コウ、すしやさん、こゝらに木賃宿はねえかの」

すしや「アイ、向ふのとつぱしの内よ」

爾「アイ、おせわ」と教へられた内の門口から

北「チト御免なせへ」とすつと入り見れば、疊の四、五

疊も敷かれやうといふ内にて、佛壇一つ破れつゞらひ

とつの身代、あるじは七十近きおやぢ、ゐろりの際に

ばゞ「こつちへ入らつしやりませ」(後略)

と書いてあるが、當時の木賃宿の情景を偲ばせるものがある。そしてこの優れた戯作家の遺した描寫の中に、江戸時代の後半に於いて旅宿の木錢制が置かれてあつた地位をまざまざと窺ひ得ぬであらう。旅宿(新しき制度の旅宿)が宿場や城下町に於いて、目抜きの街衢に軒を並べて繁盛し美味な料理と嬌めかし女等々を備へ、宿場へ、廻り着いた旅人等を吸收してゐる時、木賃宿は街端れのむさぐるしい區域に押しやられて、陋屋に、宿泊賃の負擔に堪へ得ないやうな旅行者を相手に、僅かに存在を續けてゐたのである。

それは確に時代に取り残されたものゝ姿であつたのだ。

藁をなつてゐる、じさいに、つるしある鍋に、何かくつ／＼煮えるそばに、六部が一人、巡禮一人、一人は六十餘のおやぢ、一人は十七、八の娘、袴を着たまゝ駆だらけの足をのばし火にあつてゐる。此家のばゞア

松の枝をへシ折り爐へくべながら

四、旅宿の構造と設備

現在もそうであるやうに、當時も旅宿にいろいろの種類または階級を生じてゐた。諸大名の參觀交代旅行や、京都所司代、大阪城代等をはじめ幕府高官等の往還や、外國使臣やまたは位置の高い僧侶などをはじめ、時代の貴族層を成してゐた人々の主として宿泊する旅館は「本陣」と呼ばれた。シーポルトが文政年間頃の旅宿に就いて、

驛站のある土地には旅館、宿屋あり、旅客の安息と慰安とのために許多の設備をなす。第一等の旅館は館、また

は一般の呼名にて本陣と云ひ、大名其他の貴き旅客はこ

とに投宿す。(江戸参府紀行)

と書いてあるのがそれである。續いて、

身分低き客たちは宿屋に就くなり。(同上書)

といふのはそれ以外の庶民旅行者を客とする一般の旅宿であつたのである。

本陣は後に述べる機會があらうやうに、公的性質を有す、

彼が、

江戸時代旅宿は如何なる構造や設備を有つたか、まづその代表的なものとして本陣またはそれに類する上等な旅宿に就いて述べよう。それ等の點を最も詳細に傳へてあるのはケンペエルの紀行であらう。當時の上等旅宿が外國旅行者の眼にも相當よき設備を有つものとして映じたことには

旅宿は諸侯に對して身分相應の待遇をなし、一切の必要に應する設備をなす。（ケンペエル江 戸參府紀行）

と記してゐることによつて窺はれる。

間口は狭くして普通の住宅の如きも、奥行は甚だ深く時としては四十間もあり、何の裝飾もなく、後に一つの坪と稱へて、中庭または慰みの園を置き、白き壁を廻らせり、前より見れば、此家々には木製の推遣戸（戸障子）あり。貴き賓客なきときには、屋内の推遣戸（襖障子等）と共に、晝の中は打開きたれば行き過ぐる人は薄暗き部屋々々を通じて、奥の庭までを見透し、其の配景甚だ人目を惹ばずなり床は街道の地面より半間ばかり高く、それより街道又は奥庭に向ひて庇の下に少し許り差出し、小き棚或は廊下（椽側）の形をなし、其處まで屋根にて掩れたり、これ宿れる客は無聊を慰むるために、そこに立ち出で又は坐を占めそこより路上の泥に足を汚すことなく、馬にも乗れるなり。

數個の大旅宿は、一條の通路ありて、貴人の入口を側

面に取りて乗物より直ちに宿房に入れる様しつらへたり。（同上）

とあるは外觀の描寫であつて、明治年代頃まで舊宿場町などにその面影を留めてゐた田舎旅館についての思出を有つ者にとつては懐しい記述であらう。

前屋（家の内の前方に位置する部屋々々）はあまり清潔ならず、且つ取り散らして、萬事不行届なるが常なるを以て、貴人をして其處を通過せしめざるを得るなり。其の處は暗くして見榮へよからず、粗末なる軟き疊を敷き有り觸れたる戸障子にて區劃（部屋々々を）せらる、臺所もこの部に在り。臺所には煙突なく、たゞ屋根に煙出しの孔あるのみなれば、臺所より煙出で、屋内すべてを蔽ふことあり。徒步の旅人や尋常の人民はこゝに家の召使や炊夫の間に混りて泊るなり。（同上）

これは本陣の勝手向きの部屋々々の情景を傳へるものである庶民旅行者にして本陣などへ投宿する者は、この引用之の末段に見られるやうな待遇に甘んじなければならなかつ

たであらう。『東海道中膝栗毛』が大名宿泊の夜に於ける本陣の勝手の有様を描いて、

此宿の御本陣にお大名のお着きと見え、勝手は今膳の出る最中……御本陣へすつと入り、勝手のどさくさの中へあがり、片隅の方へすわると、本陣の女、だんぐ膳を持運び大勢の前に据える。

と書いてあるのは、此處に於いて十把一からげに取扱はれた供の小者（仲間其他人夫等）の下役武士達の有様を偲ばせるものである。大名の宿泊中は、庶民の旅人等が本陣への投宿を拒否されたことは勿論、時による其宿場中の旅宿々々が供人等のために満員で宿所を見出すに困難した有様は「東海道中膝栗毛」が戯れ半分に、戸塚宿に於けるそうした場合につき、

北「此處ちや、ねつからお泊りなさへといつて、引づはらねえの」

彌次「ほんにその筈、爰はどなたかお泊りと見えて、みな宿屋に札が張つてある」

北「コウ、向ふの内がいきだぜ」

彌次「コレあねさん、泊めてくれる氣はなし」

はたごやの女「イエ今晚はおとまりで、合宿はなりませぬ」

彌次「なむ三、さうだらう」と、だんぐ宿をさがせども、皆さがつて泊めぬ故、大きに困りごつき歩き……と書いてゐるなどに現はれてゐる。話が少し横道に外れたがそれは兎も角本陣の前屋（勝手の部屋々々）は大名旅行に随伴せる小者や軽き供人等のために休泊の場所に充てられたがこれに反して後屋には上等の部屋が幾つか設けられ、貴族の宿泊に相應しき落付いた裝飾と便利な設備があつた。再びケンペエルの物語るところを聽かう。

後屋は之に反し高貴なる賓客を泊める所とし、何時も清く美しく手入れし、疊の上、戸障子、壁、窓簾等に少しの汚斑だにくすべてが新しく出来、今備附したるばかりに見ゆ。（恐らく貴人の宿泊前には疊の表替や障子の張替をはじめ種々の準備がされたであらう）みな來客に宛

がはるゝ部屋のみなれど、部屋には机なく椅子なく、何の家具もなく、たゞ一二の稀品を置けり。是れ此國にて

人に驚異せられ、珍重せられ、或は價貴き品物にして、之を室内に置き又は掛け、客をして之を覗て無聊を慰めしむるなり。

屋後の呼・即ち美しき技巧を盡せる中庭も亦旅人に取りては一種珍らしきものにして、屋外散歩の用にもなり、

普通園を飾れる清げに美しき其花樹は又旅情遣散の用にもなるなり。
(ケンペエル江)

この部分が本陣や脇本陣等の高等旅宿を他の一般旅宿に對して特色附けるものであつたのである。大名宿泊の場合に於いてもこの後屋の室を占める者は、大名自身の外、極めて限られた少數の者(家老其の他重臣、または近侍の武士等)に過ぎなかつたであらう。ケンペエルが隨行せるオランダ使節の江戸参府旅行(使節は諸侯の格式で往還した)に於いても後屋に休泊した者は、彼等の一團(數名)とそれに警護の名の下に實は嚴重に彼等を監視すべき任務を帶

びた與力一名のみであつて、他は悉く前屋に於いて寢食した。

檢使(與力)は旅宿の何れの部分にてもあれ我等の次に最も部屋を自分に當てゝ、通詞町吏同心等我等一行中の重たる役人等は我等に最も近く接する前部屋に在りて油斷なく我等に目を付け……
(ケンペエル江)

とある記述はそれを示してゐる。

次に後屋の室の裝飾に就きてもケンペエルは詳しい記述を遺してゐる。床、掛軸、飾置物、花瓶、繪襖、達棚、書院窓等に關する記事は當事の封建的風好を偲ばせるに充分であるがその一々に就いて述べることは他の機會に譲らなければならぬ。たゞ書院窓について、

極めて美しき作りの出窓または窓を設く、これ室内最高最上の席にしてこゝに座を占むれば、それを通して近くの山野・庭園・河水等を見るべし

と記してゐるのは趣深い室のしつらへを偲ばせるものであり、また掛軸に就いて、

紙製にして、豊かなる彩飾、金繡したる布にて縁取りた

る巻軸、その上に或は粗き毛筆にて、心易く聖者の像を描きたり、それは誠に少しばかりの塗抹にて、時としては三線、四線を引くのみなれども如何にも其真に通りて、

比準よく、何人も直にその何を書きたるかを知り、又筆者的技术を賞めざるはなし。或は有名なる賢人・詩家の意味深き辭句にて作家自身執筆せるを載せ、或は此國にて名の聞えたる書家が、二三字又一二句を我が書法を示

さんとて書きたるあり、之を見すれば、それ等は皆心を籠めたりとは云へ、無造作に又筆一揮に書きたれ共、好事にして注意深き觀賞家より見れば如何にも技巧あり貴ぶべきものなるを識るに足るなり

と書いてゐるのは、時代の好みや書畫に對するこの外國旅行者の一隻眼を示すものとして興味深く讀まれるのである。旅宿に於ける斯うした好みの現はれは時代と共に益々洗練せられ、さびと滋味とを帶びるに至つたことは、それから百二三十年後の文政年間シーボルトが室津の旅宿に就

いて、

客室、殊に大名に充てたる特別室は、質素の中にも驚くべき程の巧緻と趣味とを以て建築され、殊に二三僅少の家具によく取飾られるは愈々以て我が心を奪へり。……名譽の座たる床の間には春の景色を描ける畫幅を懸け、其の前には花瓶香爐を置き、側には漆細工の架臺(刀掛)を据え、大名はこれに佩刀を外觀のために掛るなり、と記してゐる描寫の中に窺はれるであらう。

兎も角、江戸幕府創業の前後、旅人等のために薪柴を供し、恐らくはバラツク的な寝場所を提供するに過ぎなかつたであらう旅宿は、少くとも元祿年代以前に、斯うした裝飾と設備とを有ち宿泊者のためにより慰安と安らかな休息とを與ふる場所にまで發達してゐたのである。時代の變遷想見すべきではあるまいか。

然しそれ等は何れも、當時の代表的な旅宿についての記述であつて、旅宿の凡てが斯うした設備や趣向を有つてゐたのでは勿論ない。庶民旅行者の宿泊を目的とする多くの

旅宿が如何なるものであつたかは、明治年間の頃まで——山深く、停車場に出るまでに宿泊を要するほど不便な地方に營まれてゐた旅宿の思出などに、その面影を偲び得るであらう。「東海道中膝栗毛」が小田原宿の庶民旅宿を戯れ書いて、

彌「きさまの所は綺麗か」

宿引「左様でござります。此間建直しました新宅でござります」

彌「さしきは幾間ある」

宿引「ハイ十疊と八疊、みせが六疊でござります」

と記してゐるなどが事實に近いであらう。また山間の宿場

などには農事の片手間に、座敷を利用し女中も置かずに、家族の者の手で旅籠屋を營むやうな者なども少くなかつた

「民間省要」が、

凡道中の旅籠屋に二品あり、本百姓と女持ちとなり。百姓

を兼ねたる旅籠屋は耕作を業として、敢て是を心とせず、

(註)是をといふのは
旅宿等のことといふ

と書いてあるなどもそうした種類の旅宿であらう。明治の末期近い頃まで、寂しい音調のラツバを吹きながら客馬車の通ふ山國の街道筋を旅した人々は如何に屢々こうした旅宿の遺存せるものかを衰殘の舊宿場町などに目撃したことであらう。

結城

山霧のすきてぬれたる葡萄葉の

しげれる谷にわれは入り行く

吉井

夏の夜のうす紫のうすもの

うすき情の君をわすれず

水上

いささかは戸を開け残し寝る癖の

つきしがままに秋さりにけり